

<重要事項説明付則文書>

【1】身体拘束の廃止について

①ご利用者、ご家族の皆様へ

当事業者は、ご利用者の精神的・肉体的苦痛や悪化をもたらす身体拘束を廃止しております。しかし、どうしてもやむを得ない場合、ご家族の許可を得て実施させて頂くことがあります。

〈身体拘束の三つの要件〉

- ◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記の場合、身体拘束廃止委員会で十分検討することとします。また、ご家族にもカンファレンスへの出席や、説明と同意をいただきますので、よろしくお願いいたします。

②身体拘束がなぜ悪いか

▲身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥そうの発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

▲精神的弊害

- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

▲社会的弊害

- ・ 看護、介護職員自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険事業者等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ QOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらします。

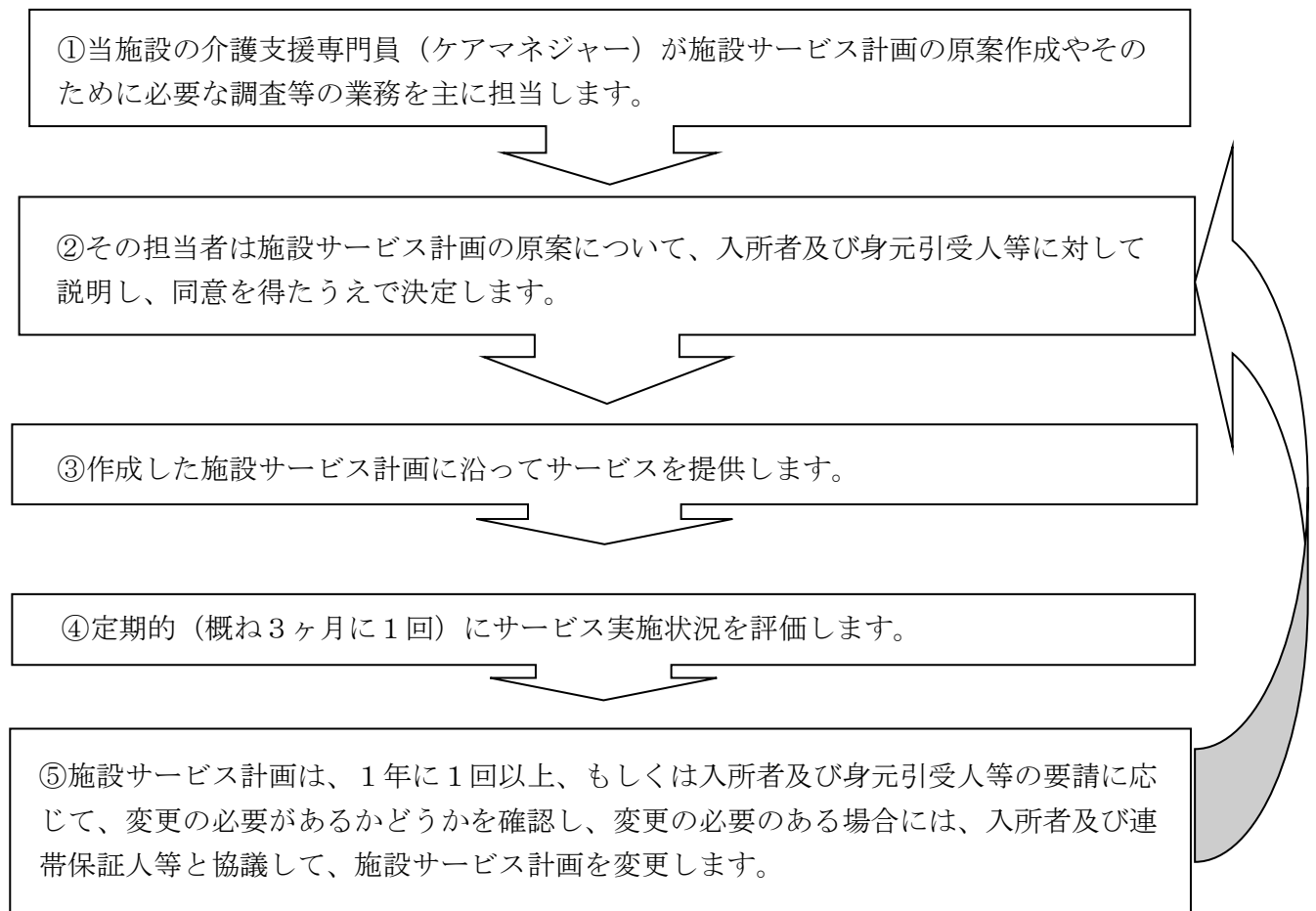
【2】高齢者虐待の防止について

- ①高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待防止に関する職員への研修を年1回以上実施します。
- ②入居者およびご家族等から受けつけた虐待（疑いを含む）に関する相談等については、苦情解決の体制に準じ、迅速かつ適切に対応します。
- ③虐待の事実がなかった場合でも、不適切なケアや誤解を招くような対応等があった場合は、事業者サービスの質の向上のため、速やかにサービスの提供体制等の見直しを行います。
- ④養介護事業者における虐待に関する行政の相談口

大野城地域包括支援センター	電話 092-501-2306
---------------	-----------------

【3】 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



事業者サービス計画の他にも、栄養ケア計画、個別機能訓練計画その他必要な計画を作成し、入居者への処遇を行っております。栄養ケア計画、個別機能訓練計画その他必要な計画についても、定期的に見直しを行っていきます。

【4】 事業者入所にあたっての留意事項

（1）面会

面会時間 10：30～16：00

21：00には正面玄関を施錠致します。

面会者は、玄関横の事務室に届け出て下さい。なお、面会される場合、酒類や腐敗しやすい食べ物の持ち込みや、飲酒された方の面会はお遠慮下さい。また持ち込んだ場合は必ず職員にお知らせ下さい。

（2）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、必ず事前に申し出て下さい。

（3）食事

食事が不要な場合は前日までにお申し出下さい。

（4）事業者・設備の使用上の注意

○居室及び共用事業者、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。

○当事業者の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

【5】入所にあったってのリスクについて

特別養護老人ホーム はなつくしでは、利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

（ご確認、ご理解いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

これらのことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがあれば遠慮なくお尋ね下さい。

【6】プライバシーポリシー

社会福祉法人つくし福祉会では、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、ご利用者様の大切な個人情報の保護に努めます。

①個人情報の利用目的について

当施設では、ご利用者様の個人情報を別記の目的で利用させていただくことがあります。これら以外の目的で利用させていただく必要性が生じた場合は、改めてご利用者様から同意を頂く事に行っています。

②個人情報の第三者への提供について

当施設では、ご利用者様の個人情報を第三者に開示または提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

- ・ご本人の同意がある場合
- ・警察からの要請など、官公署からの要請の場合
- ・法律の適用を受ける場合

③個人情報の開示、訂正等について

当施設では、ご利用者様からの自己情報の開示、訂正、削除のお申し出があった場合は適切に対応します。

④当施設における個人情報の利用目的

1.施設内での利用

- 1) 当施設での介護サービスの提供
- 2) 介護保険等の事務（診療録の作成等）
- 3) 入所、退所等の居室管理
- 4) 窓口の会計・施設の経理
- 5) 入居者や利用者の安全確保のための介護事故等の報告
- 6) 入居者や利用者への介護サービス向上
- 7) 施設内実習への協力
- 8) 介護の質向上を目的とした施設内症例研究会
- 9) その他、当施設の管理・運営業務に関する利用

2.他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の介護機関からの照会への回答
- 3) 入居者や利用者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) 検体検査業務等の業務委託
- 5) ご家族等への病状説明
- 6) 介護保険事務（レセプトの提出等）
- 7) 企業等から委託を受けた健康診断の結果通知
- 8) 医師賠償責任保険等に係わる、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

3.その他の利用

- 1) 介護サービス提供の維持、改善のための基礎資料
- 2) 治療経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート
- 3) 入居者等への季節の挨拶、施設内報の郵送
- 4) 外部監査機関への情報提供

上記のうち、同意しがたい事項がある場合はその旨を1階受付までお申し出ください。

お申し出がないものについては同意して頂けたものとして取り扱わせて頂きます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

年 月 日

重要事項説明同意書

指定介護老人福祉施設サービスを提供するにあたり、利用者に対し、契約書および本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

事業所名

社会福祉法人 つくし福祉会

特別養護老人ホーム はなつくし

印

説明者

印

私は契約書および書面に基づいて事業者から指定介護老人福祉施設サービスについての重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供に同意しました。

また、

- ①日常生活に必要な費用の支払
- ②医療費の支払
- ③本人宛郵便物の開封
- ④介護保険関係の各種申請手続き
- ⑤その他、契約者に必要な手続き

に関して特別養護老人ホームはなつくしに代理権を与えます。

利用者名

印

代筆 ☐ 関係 ()

身元引受人名

印

関係 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用者または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。

緊急連絡先

家族名	続柄	電話番号